

紹介

一七八六—一七八七年の英佛條約の新解釋

レオン・カーエン著

一七八六年の英佛通商條約は當時支配的であつた重商主義的秩序、即輸入禁止か、或ひは禁止に近い高關稅障壁に、立ち籠つてゐた英佛兩國の狀態を一擧に打破し、自由なる通商貿易と低關稅を樹立したのであつて、既にその事自體が當時としては實に破天荒な事件であつたが、猶も三年後に爆發した佛蘭西大革命との關係、更によつてはナポレオンの大陸封鎖令との關係も無視し能はざる重大なものがあり、在來直接間接本條約に關する數多の研究の存する所以であつた。偶々昨年の *Revue Historique* に佛蘭西の社會經濟史家 Leon Cahen により「新解釋」なる名の下に取り擧げられるに至つたのであるが、嘗て卒業論文に於て考究した自分は一層興味深く讀む事が出来たのである。以下その内容を紹介して見たい。

一、條約の政治的方面 著者は先づ大前提として、本條約の交渉に於て佛蘭西側が徹頭徹尾積極的で且その推進力であつた事を述べてゐるのであり、次に、平和の保全を職とする外交官達即當時

佛國の出先官憲であつた駐英大使 Adhemar de Grignan 及び代理公使 Barthélemy は共に意外にも佛蘭西の安全と擴大は英國の繁榮と兩立出来ないと云ふ事 (p. 265) を確信し、屢々英國と訣別すべき事を本省に進言してゐるのであつて、條約に對する障礙が専ら此の方面にあつた事を説いてゐる。従つて當然條約に對する佛國外務主腦者の意圖はかくの如き出先官憲達を説得し、譴責してゐる時に特別に顯はれてゐる事を強調し (p. 267) 次の如き興味深い新なる原史料を露呈してゐる。一七八五年三月十三日 Grignan に送られた手紙「王の審議會 *le conseil du Roi* は、閣下よ、貴下が印度に何が起つてゐるか云ふ事について注意深い眼を向けて洞察してゐるのと同じ程度に、印度に起つてゐる事について見ぬいてゐるのであり、且同様に印度は英國にとつて大繁榮の源となり得る事を感じてゐる。而し此等の事實が如何に重大であらうとも我々が新しい戰爭の危險に、且一か八かの運だめに身を委ねるに十分な程に重大ではない。(中略) 閣下よ、予は他日機會があれば印度に於て英國に多くの害を興へる事が出来るであらう事を認めたいと思ふ。而しそれは余歐の眼に我々は唯嫉妬と野心の戰爭を爲してゐるに過ぎない事が明らかにされるであらう。且此の輿論から玉は降りひまに穩和の上に樹立されてゐるその全政治體形を破壊し (中略) その結果英國は困窮の最中であつて、その辛苦に抵抗する爲に十二分の手段を見出す事が出来るであらう。予は我が財政の狀態について我々が持つてゐる焦眉の急を要する要求……力を取り戻す爲の長い休息の必要については何

も云はない云々」(P. 367)とか、更に一年後大英國にとつて大なる餘裕を持つた利益と斷案を下してゐる英國の新聞を送附した Barthélemy は自ら Rayneval(本條約の佛國全權)の新たな冷遇を招いてゐる(一七八六年十月二十九日)「予は閣下がお書きになつた電報を受領した……予は遺憾が興へられてゐないので……英佛の間でどちらの側に今後商業の秤が傾くかは豫言する事が出来なであらう……我々は英國の諸州の内部に於て葡萄酒は Bretagne や Normandie に於けると同様、平生の飲物でないことを非常によく知つてゐる。だから我々は決して全英國を酒びたしにする意圖を持つたことがなかつた」(P. 367)とか、更に條約締結後 Raynevalは次の様な語で之を知らしてゐるが、その言葉は一層よく宮廷の意圖を啓示してゐるのである。「王はそれについて大いなる喜びを感じられた。何故ならば王は王御自身と英國王との間に存する良き調和を強化する限り、何物も望むべきものを御持ち合せにならぬから……陛下は此の目的を充たすに最も確實な方は商業上の連繫により兩國を結び合はす事であると信じてみられる……予は個人的にかゝる重大な事業を終へた事に對して喜悅の念を禁じ得ない……それから結果するであらう商業上の平衡は、はつきり知る事が出来ない。而し何が起つて來ようとも、我々は少くとも今迄佛蘭西と英國とを引き離してゐた國民的憎惡を知らない内に減殺すると云ふ、亦詐欺的通商に對して合法的通商を取り替へると云ふ量り知られぬ利益を攫取した云々」(p. 368)等であつて、著者はかゝる原史料の展開により、當時の佛國外交

主腦者たる Vergennes が外は即新なる戰爭が將に惹起されんとする危險な國際狀態、内は即財政危機による顛覆が誘發せられんとする危險な國內狀態に鑑み、長き平和が、王冠の矯正にも亦國民經濟の矯正にも必要な所以を察知し、單なる通商協定に留まらず通商條約を通しその背後に政治的なものを求めた事を極力強調するのである。かゝる考へはそれ自體論文の著者を以て嚆矢とするのではなかつた。既に A. W. Ward and G. P. Gooch が同様な事を説いてゐるのであるが (The Cambridge History of British foreign policy vol. I. p. 169) 當時の佛國外務主腦者とその出先官慮との間の手紙の如き重要な新史料を擧げて堂々論斷するに至つた功績は認めねばならない。

二、經濟上の結果 著者は冒頭、從來の研究によれば三部會の招集に先立つた重大な工業危機は殆んど専ら本條約により招來せられたものとして説いて來たのである。而しかゝる傳統的解釋はあまりにも論理的である。成程英國の技術の卓越はより低度の技術の佛蘭西に對する英國物産の浸人氾濫を意味しなければならぬ程明白である様に思はれた。而し原史料の研究は寧ろ反對の見解に赴かせる (p. 271) と大膽に論斷する。

何故ならば、イデーデン條約が現實に實施されたのは一七八七年七月一日以後の事である。故に一七八七年の七月・八月なる日附に先立つた事實に基いて立てられた議論は支持されない。(p. 272) とその影響の及ぶ所を規定し、次に交渉の際に各地より抗議が呈出されるのを見たけれど、之が期待してゐるよりは數が少く且

それ等は或程度迄交渉に反影があつた事、従つて全然國內の經濟狀勢を無視したのではない事、且英國にとつても事柄は同様であつて抗議は當局に呈出された事を述べ條約の利害の相互的な事を暗に主張してゐるのである。更に條約の反對者より恐るべきものと示されてゐる、英國品の佛蘭西への浸入は久しい以前から一七八六年には完成された事實であつた。何故ならば當時の佛蘭西では英國製と云へば自國品も高く賣れる程の英國心酔の風潮が浸潤し、従つて組織的な密輸入は抵抗すべきもない日常の出來事遂に流行せるは當然であつた。條約の利益の一つは密輸入に對して合法的商業を代置する事であつたとして條約による國境の啓閉も敢へて突如たる英國品の浸入氾濫を起さない事を強調し、次に佛國の工業は既に當時の趣味に適合しなくなつてゐた事を述べてゐる。結局「かゝる狀況の下に於て一七八六—一七八七年の處置が四周の狀況から害を受けたのは、且その危機の責任の中に引き入れられたのは悲しむべき事であつた。とかく人々の空想は今日ですら猶その希望や恐怖を具體化する爲にトリーテムが必要なのである。イーデン條約は眞に此の悲しむべき禮拜物なる一つの案山子であつた……」(p. 281)と條約をかばひ實際には都市の二三の大工場の場合を擧げてその衰退も條約以外の原因による事を説き、以て著者の説を傍證してゐる。猶亦在來の諸説の根據となつてゐた本條約に對する「Normandie の商業會議所の觀察」を種々解剖し、當時條約の締結に參畫した Dupont de Nemours の敵手たる Boyetet は政策的見地から煽動して、此の觀察を作成せしめ

たのであり、彼は之により商業會議所の見解を強く政治に反影せしめる事を狙つたものと述べて此の史料は傾向を持つたものである事、従つて此の史料の援用に對する注意を與へてゐる。

要するに著者は條約の影響に關しては極力之を過少に評價し、努めて條約を辯護せんとする立場である、之に對して他日自分の考へを述べて見た。(Une nouvelle interpretation du Traité franco-Anglais de 1786-1787. par Léon Cahen
Revue Historique Tome. CLXXXV 1939) (豐田)

リブアリア法典

久保正幡譯

サリー法典を識るひとはわが國の識者の間にも少くないであらう。然しリブアリア法典が何であるかを知るひとは果してどれだけあるであらうか。それは恐らく法制史研究のみならず、一般にわれわれの歴史知識が常に西洋の學問の、單に表層的な概論知識の送迎の程度のところを廻轉するだけで、學問の深部にとどまつてその底に沈潜するだけの誠實さを缺いてゐる證據だとすればそれは餘りにも心細い話だといはなければならぬ。その中において本書のやうな綿密な仕事に缺々としてなされてゐることにわかれわれはまづ深き敬意を表すべきであらう。

リブアリアはサリーとともにフランクの代表的部族である。クローイス王の時代にサリー族に併合せられてしまつたと雖へ、その不朽の文化的記念物として、サリカ法典と相並んで記憶せら